平成２７年（フ）第３２４号
広島市南区宇品西１丁目３番18―201号
債務者　中田　香里
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３８号
広島市西区己斐西町27番16―308号
債務者　山里佐奈江
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４４号
広島市南区宇品東３丁目５番９―1005号
債務者　福田　武士
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６号
秋田市外旭川字梶ノ目297番地１　橋本貸家３号
債務者　成田　敦子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７号
秋田市外旭川字梶ノ目297番地１　橋本貸家３号
債務者　成田　智也
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２号
新潟市西区小針藤山１番14号　ベルトピア新潟Ⅱ201、前住所新潟市西区有明町８番１号小針浜コンドミニアム406号
債務者　横山　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３号
新潟市南区大通南４丁目60番地
債務者　赤間　利通
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４２号
新潟市東区紫竹５丁目５番２号
債務者　中村　樹
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４３号
新潟市北区松浜８丁目１番５号　サザナミ103号
債務者　皆川　杏奈（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０２号
金沢市入江２丁目374番地　なか乃ハウス２号、従前の住所金沢市畝田西１丁目117番地２
債務者　枡屋こと　升谷　　完
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１３２号
石川県野々市市本町１丁目１番24号
債務者　古川　芳江
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２７０号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目６番１―401号
債務者　石田　　守
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２号
徳島県板野郡上板町瀬部350番地１　瀬部コーポ102号室、旧住所徳島県板野郡上板町七條字西原12番地１
債務者　辰己　　綾（旧姓小林・山本）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６７号
徳島県板野郡松茂町笹木野字灘28番地９、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓190番地１　中華そば東風２Ｆ
債務者　三辻賢太郎
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
徳島県鳴門市大麻町桧字西山田１番地47
債務者　林　　清美
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８０号
徳島県徳島市南昭和町７丁目13番地、旧住所徳島県徳島市上八万町樋口143番地の13
債務者　金谷由加里
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
愛媛県今治市北日吉町１丁目９番39号　今治駅西第１再開発住宅202号、住民票上の住所愛媛県今治市宮ヶ崎甲712番地20
債務者　近藤　　悟
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１２号
愛媛県今治市別宮町８丁目４番８号　ファミール山岡205号、前住所愛媛県今治市北日吉町１丁目７番20号　グランドール北日吉202
債務者　渡部　　優
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
松山地方裁判所今治支部